

歴史資料に見る宮崎の
災害・防災
No. 5

橋 橋 と 水 防

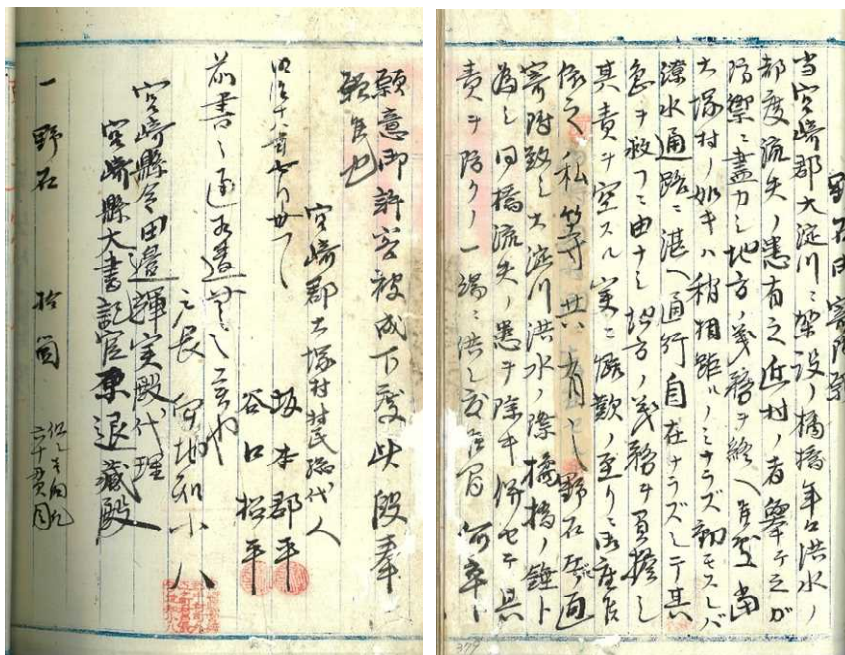
はじめに

日常の降雨、前線の発生による降雨、低気圧の移動などによってもたらされる「水」は、人々の生活を潤いのあるものにし、時に大洪水となって生活の基盤をことごとく潰してしまうことさえある。都城盆地の南部の鹿児島県曾於市末吉町の山間部を源流域として都城市を貫流し、北流し後に東流して宮崎市から日向灘に達する一級河川大淀川に関する新聞投書を相次いで目にした。

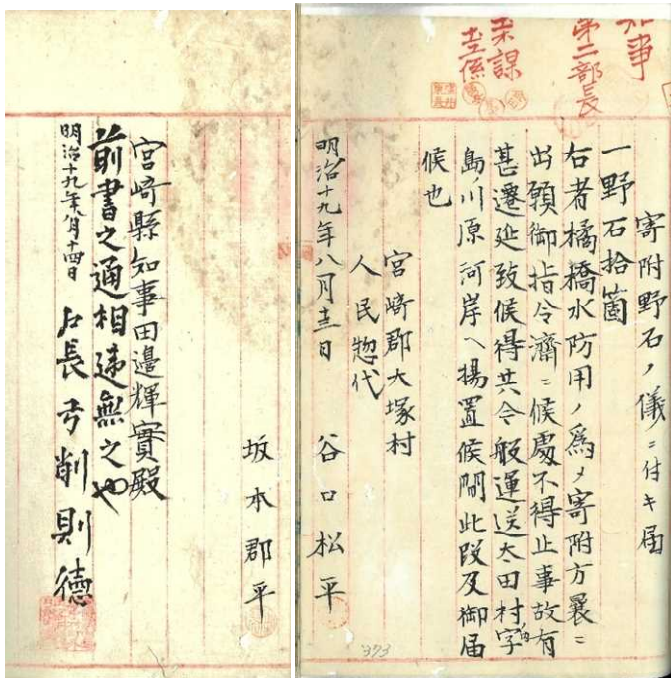
一つは、「大淀川を見ていて気になることがある。度重なる豪雨によって土石が堆積していて川底が浅く干潮時には歩いて渡れそうだ。」と。二つには「古来水害から人命を守るために植林、防災ダム、河川の拡張・護岸工事、浚渫工事など治水事業が実施されていた。今はあまり見ない。」と。何れも大淀川の治水事業について指摘し、当局の対応を求めるものであった。今回は大淀川に係わる架橋と水防を中心に所蔵文書を見ていきたい。

橋橋と「野石御寄附願」

明治18年（1885）7月31日付け、県令田辺輝実宛宮崎郡大塚村人民惣代谷口松平・坂本郡平連署、戸長伊地知小八副書の「野石御寄附願」という文書がある。



野石御寄附願 (105647 (2-2)『雑書 (土木)』)



寄附野石ノ儀に付き届
(105647 (2-2)『雑書 (土木)』)

趣意は「年々大淀川洪水の都度、橋の流失が患いとなり防御に尽力しているが、通路に湛水し通行自在ならず慨嘆の至りである。共有している野石を寄附し洪水の際に流失の患いを除きたい。」というものである。翌19年8月6日付けの地理課からの照会などを経て、8月13日人民惣代から「野石十個、橋橋水防用のため寄附。太田村字島ノ川原河岸へ揚げ置き…」と届け出ている。一カ年余経過してからの寄付完了となっているが、「やむを得ざる事故これあり」と遅延の理由を記している。大淀川右岸の大塚町・福島町境界は昭和60年前後までしばしば中小

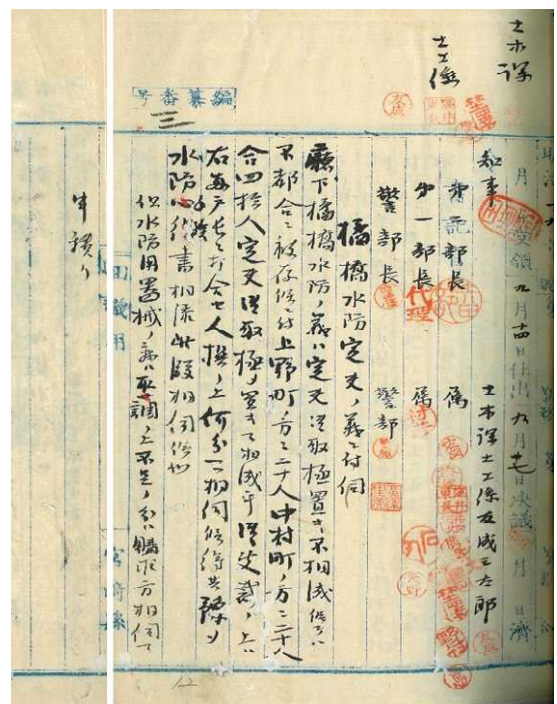
河川の増水に見舞われていたが、明治期にはその都度人民あげての水防対策が展開されていたものと思われる。

橋橋架橋と水防

近世の渡河は基本的には渡し船あるいは歩きである。大淀川もまたその例外ではなかった。新時代になれば架橋の可能性を模索する事になる。

明治12年(1879)10月に宮崎郡太田村の福島邦成と中村町の松本清一とが「有料仮板橋を私費にて架橋したい」という願いを提出した。この願いは「見込み違いあり」として県から再提出を求められ、13年3月に図面を添えて改めて提出し許可された。これにより橋橋は架設されたが、同年9月4日には洪水によって流失した。南橋台の位置を下流へ10間(約16メートル)移動することで架橋工事は許可された。

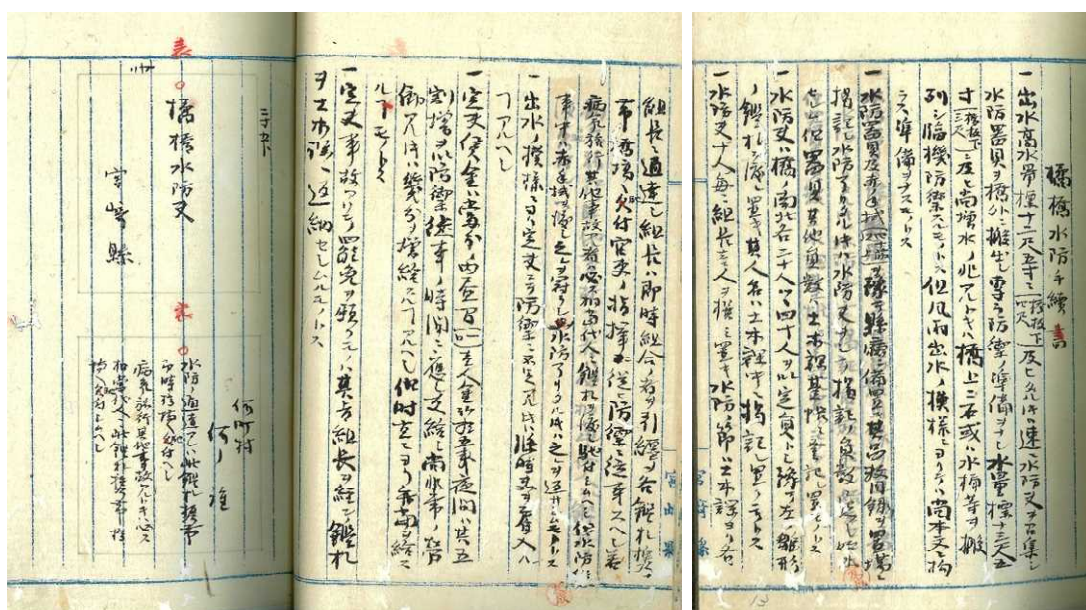
明治19年9月17日に決裁された「橋橋水防定夫の義に付き伺」によると、「定夫を取り決め置く。



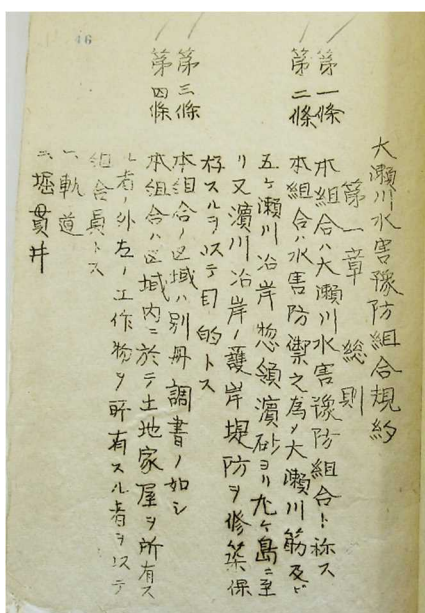
橋橋水防定夫の義に付き伺
(105647 (2-1)『雑書 (土木)』)

上野町方から20人、中村町方から28人合計48人の定夫を人選し、両戸長は打ち合わせの上『水防手続書』を添えるべし。」としている。添付された『水防手続書』によれば、

- (1) 出水高が水量標12尺5寸(約3.79メートル)橋板下4尺(約0.91メートル)で水防夫を招集して水防器具を橋外に搬出し、専ら防御の準備をする。
- (2) 水量標13尺5寸(約4.1メートル)橋板下3尺(約0.9メートル)で増水の兆しがありとなると橋上に石或いは水桶を搬列して臨機防御にあたる。
- (3) 県庁には水防器具・赤手ぬぐい(40筋以上)を備え置く。
- (4) 組合長の職務内容、賃金・手当の支給、水防夫の招集法・臨時水防夫の雇い入れ、水防夫の鑑札などのことが記されている。



橋橋水防手続 (105647 (2-1)『雑書(土木)』)



大瀬川水害予防組合規約(部分)
(101725『水利組合』)

水害予防組合、水防組合の設立

大正9年(1920)11月27日許可の大瀬川筋水害予防組合の規約には、大瀬川筋及び五ヶ瀬川沿岸の惣領浜砂より丸ヶ島に至る区域、また浜川沿岸の護岸堤防の修築と保存を目的とした水害防御のための組織であるとされている。組合員となれる者は、区域内に土地家屋を所有する者と軌道や掘り抜き井戸などの工作物を所有する者である。

『土木部関係通達通知』(明治43~大正4)という簿冊の中に、児湯郡上江村^{はげのした}元ノ下水防組合、青木水防組合設

立、小丸川字安蔵水防組合規約、小丸川水防組合規約など、いずれも明治末期の水防関係の文書が集められている。上江村元ノ下水防組合規約には、出水に際しては適当な人員を配置し、小丸橋の水防に従事し流失を防止することを目的とすることを明記している。元ノ下と鬼ヶ久保の住民の内、年齢20歳以上50歳以下の男性が組合員となる。大雨ごとに増水の有無に注意し、水防を要する場合は直ちに所轄の郡長・警察署長・土木係派出所主幹に届け出て指示を受けて水防に従事するとある。組合員の義務・責任、組合長・副組合長の選任などが規定されている。地区民を一体として郡長の指揮のもと水防の業務にあたる様をうかがうことができる。

青木水防組合は、安蔵地区の県施設の護岸並びに制水工の安全を期すため、流材その他の漂流物など障害となっているものを排除して崩壊を防ぐのを目的としている。組合員の年齢は18歳以上50歳以下としている。このように水防組合の規約はその組合の立地する地域の状況などによって若干の相違はあるものの、水防という目的の達成と地域の人々の生活を守り抜くための行動規範を定めて精励することを求めているように読み取れる。

終わりに

令和2年9月台風10号の襲来の際、国が管理する南九州の一級河川の堤防決壊や氾濫の危険性について報道がなされた。河川の級を問わず本流・支流全ての河川の流域に住む人々にとって常に懸念し、災害のないことを念ずる気持ちはいつの時代でも変わらない。この際危険性の指摘にとどまらず具体的な政策が事業として早急に実現されることを願いたいものである。冒頭に紹介した投書氏への回答として。

最後に「農業用ため池管理保存法」によって調査が進められている全国16万余の「ため池」の存在がある。宮崎県も例外でなく都市化（住宅・工場・商業地）により役割を終えたと見なされているため池もあるが、依然として重要な農業用水として存続しているため池もある。古くは江戸時代に造築されたため池もあり、水利・防災・自然環境の保持など多角的側面からの調査と補修改善などの事業の拡充が待たれている。

（ 宮崎県文書センター運営嘱託員 黒岩正文 ）